

東かがわ市空き家リフォーム事業補助金

空き家を活用し、本市への移住・定住促進と地域経済活性化を目的に、
空き家バンク登録物件のリフォーム工事に対して、補助金を交付します。

対象リフォームをお考えの方は、必ず事前申請してください。

▼申請できる方

○申請日において、市税を滞納していない下記のいずれかに該当する方

- ☐ 空き家バンクに登録した空き家の所有者
- ☐ 空き家バンクに登録された空き家の利用者

▼対象となる物件

空き家バンク登録住宅
(空き家バンクを通じ、売買又は賃貸契約した住宅。)

▼補助内容

事業者が実施する30万円以上の工事で下記に該当しない工事費

- (1) 外構、車庫、倉庫等の改修工事
- (2) 住宅構造の改修工事を伴わない機器・備品等の購入及び設置工事
- (3) 美掃、庭木の剪定及び除草等

▼補助金額

補助対象事業費の2分の1

最大100万円

※交付決定後に工事を開始し、申請年度2月までに工事完了の予定であること。

▼その他

- 対象となるリフォーム工事についてはお問い合わせください。
- 本補助金の交付は対象住宅及び申請者に対して1回限りです。

事業の流れ

業者見積

事前協議

申請書の提出

審査・交付決定

工事着手・実施

実績報告の提出

現地確認・審査

補助金交付



**リフォームについては、必ず交付決定後に着手してください。
着手後の事後申請は受付できませんのでご注意ください。**

申請書類、対象となるリフォーム工事などについては、事前に市役所までお問い合わせください。